

部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

# 放射線審議会

## 関連法改正案 国会に提出

原子力規制委員会傘下で、放射線防護の基準などを検討する「放射線審議会」の機能強化を柱とする関連法改正案が、今国会に提出された。従来、審議会は関連省庁から諮問を受け、答申する「受け身」の機関。これを提言機関に転換するという。だが、審議会は原子力利用に肯定的な委員で構成されている。防護の基準緩和につながる懸念が高まっている。

(橋本誠)

放射線審議会は一九五八年に設置。福島原発事故当時は文部科学省が所管していたが、二〇一二年に原子力規制庁の所管となった。委員は八人で被ばく医療の専門家ら。任期は二年で、規制庁が選び、規制委が任命する。原発作業員の被ばく線量や食品の汚染の限度などを検討している。福島原発事故直後、緊急時の作業員の被ばく線量上限について、一〇〇ミリシーベルトから二五〇ミリシーベルトへの引き上げを了承。一五年には、緊急

作業では二五〇ミリシーベルトに引き上げる案を妥当とした。提出された法案は、審議会設置について定める「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」の改正案。現在の審議会は関連省庁から諮問を受けて答申するという立場だが、改正後は逆に審議会から各省庁に向けて提言するという積極的な形に転換することが柱になっている。

さらに国際放射線防護委員会(ICRP)や国際原子力機関(IAEA)の知

# 危ない

## 機能強化

放射能で汚染されているか否かを調べるため、全袋検査をする人たち=2012年10月、福島県本宮市で



見を調査することにも力を入れるという。原子力規制庁の担当者は「専門性の高い審議会が各省庁から言われたことだけに限定されず、意見を言えるよ

うにする」としている。しかし、この機能強化に懸念を抱く声は強い。NPO法人・原子力資料情報室の沢井正子さんは「例えば食品の汚染の基準

に進派にとって都合の良い内容になる可能性が高く、非常に乱暴な議論が行われるのでは」と懸念する。実際、現在の審議会委員についても、所属などから政府の原子力政策に批判的で、脱原発志向のメンバーがいるとは考えにくい。

山田医師は「被ばくの影響はかねて言われているように、どのレベルからが安全という線は引けず、放射線を浴びる量は少なければ少ないほどいいとしか言えない。特に低線量被ばくの影響については、福島でもきちんとした健康調査が行われておらず、決定的にデータが不足している。にもかかわらず、推進派は基準緩和に動いており、今回の法改正も自分たちに都合のいい言い分を通すためではないか」と警戒する。

だが、法改正されれば、放射線審議会が事実上、強い権限を持つ。審議会が知見を調査するというICRPなどについて、原発避難者の支援に取り組む小児科医の山田真氏は「かねて原子力産業界に都合の良い数値を設定をしたり、基準を決めたり」してきた歴史があると指摘する。

「福島原発事故でみてきた通り、線量基準は政治的、社会的な要請も含めて決まる。審議会の取り入れるという新しい知見は、原発推進派にとって都合の良い内容になる可能性が高く、非常に乱暴な議論が行われるのでは」と懸念する。

## 「委員は原発肯定派。基準緩和か」

「放射線防護の基準づくりに、慎重にいろいろな人の意見を聴いてデータを集めないといけない。国民的な問題であり、一部の人の意見が反映される形にするのではなく、オープンにして議論すべきだ」